

借上げ社宅・賃貸住宅等へ入居されているみなさまに

借家賠償・修理費用特約付家庭総合保険 (団体扱火災保険)

大口団体割引

10%適用

借上げ社宅・賃貸住宅等へ
入居されている
みなさまの備えに！



借家賠償・修理費用特約*

*被保険者が個人の場合、示談代行サービスがご利用いただけます。

借家賠償

偶然的な事故により、借用住宅に損害を与えたことによる貸主に対する法律上の損害賠償責任を補償
(免責金額なし)



火災・爆発・家具の移動等により部屋に損害を与えた など

修理費用

借用住宅に偶然的な事故が発生し、貸主との賃貸借契約に基づき、または緊急的に自己の費用で修理した場合の修理費用を補償 (免責金額 3,000円)



盗難により入居物件が破損・汚損した など

このような事故でお役に立っています！

日常生活における
法律上の損害賠償
事故の備えに



個人賠償特約*

*日本国内で発生した事故については、示談代行サービスがご利用いただけます。

入居物件の使用・管理における偶然的な事故や日常生活における偶然的な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を補償



お風呂の水があふれ階下の他人の家財に損害を与えた



自転車走行中に他人にケガを負わせた

※個人賠償特約の被保険者(補償の対象となる方)は、①記名被保険者②記名被保険者の配偶者③記名被保険者またはその配偶者の同居の親族④記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子となります。また、①から④の方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって監督する方(責任無能力者の親族に限ります)をいいます。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

武田薬品工業 団体扱火災保険のメリット

メリット 1

お支払いは便利な 給与引落とし！

ご契約時に保険料をご用意いただく必要はなく、キャッシュレスでのご契約が可能です。保険料の払込みは給与引落としとなります。保険料の払込みは原則保険始期月の2か月後からの給与引落としとなります。

メリット 2

大口団体割引 10%が 適用されます！

武田薬品グループ団体扱でご加入いただく場合、大口団体割引10%が適用されます(ただし、地震保険には適用されません)。※大口団体割引10%は、始期日が平成30年10月1日~平成31年9月30日のご契約に適用されます。割引率はその団体の火災保険の契約件数をもとに毎年見直しされます。

メリット 3

「地震保険」は 保険料控除の対象です！

払い込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。(注)地震保険は単独でのお引受けはできません。

タフ・住まいの保険 保険料例

家財の保険金額	基本契約	借家賠償・修理費用特約		個人賠償特約 保険金額(免責金額：なし)	類焼損害・見舞費用特約 支払限度額 (失火見舞費用保険金1被災世帯30万円限度、損害保険金の30%限度)	団体扱 一括払保険料
		借家賠償保険金額 (免責金額：なし)	修理費用保険金額 (免責金額：3千円)			
300万円		1,000万円	300万円	1億円	1億円	7,800円

【ご契約例試算条件】 保険種類：タフ・住まいの保険(家庭総合保険) 補償プラン：ワイドプラン 保険期間：1年 保険料払込方法：団体扱一括払 保険の対象：家財 家財引受方式：家財新価実損払方式 所在地：大阪府 建物の構造：M構造(鉄筋コンクリート造共同住宅など) 風災・雷(ひょう)災・雪災の補償：損害の額にかかわらず補償 共通免責金額：なし(ただし「破損・汚損等」については、1事故につき免責金額3,000円を適用) 水災補償：なし 事故時諸費用特約(損害保険金×20%・300万円限度・標準補償) / 災害緊急費用特約 / 地震火災費用特約(保険金額×5%・300万円限度) ※引受保険会社：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

■このご案内は概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・住まいの保険(家庭総合保険)」のパンフレットおよび「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

■「タフ・住まいの保険」は「家庭総合保険」のペットネームです。